

あつてほしいが。また、現在実施している事業と比較をした場合、効果が無いような話をされたが、現在実施している事業の成果と実績は。

答 即効性のない助成を全くしていないわけではない。小売店舗、小規模事業者の売り上げ拡大のために、本年度も1億円分のプレミアム商品券発行の予算を確保し、6月号の市広報で周知もした。プレミアム商品券の取り扱い店舗には18の建設住宅関係店舗も含まれている。また、住宅リフォームに関する助成制度も全くないわけではなく、既存木造住宅耐震改修補助事業、既存木造住宅の省エネルギー改修補助事業、エコライフハウス推進事業、さらに、全国的な制度だが介護保険制度による住宅改修給付がある。平成28年度ベースでこれら補助金合計額は約6,600万円であり、リフォーム業者も、

相当の支援を受けている。

問 補助金が6,600万円というが全部使い切っているのか。内容は。

答 金額は平成28年度ベースであり、全て支出している。内訳は、耐震・断熱改修で約

640万円、エコライフハウス設備設置補助金の事業が約1,500万円、介護保険の住宅改修が約4,500万円である。

問 予算を100%実施したということか。

答 エコライフハウス設備設置補助の場合、予算1,000万円に対し、最終的支出は1,500万円である。既存木造住宅耐震改修補助事業は、耐震改修工事費用の1/3、上限50万円で、実績は平成28年度までの過去5年間で46件、約2,170万円の補助に対し、対象工事費は1億2,500万円。昨年度は、熊本地震の影響もあり途中で補正予算も組み事業執行した。既存木造住宅の省エネルギー改修補助事業は、上限50万円の補助で、実績は平成25年度の創設以降、4年間で20件、約400万円の補助に対し、対象工事費は約1億6,600万円である。これ以外に、本市では、住宅・建築物の精密診断があり、これは県内では本市を含め5市町が実施し、木造住宅の耐震改修計画は、本市と葛城市の2市のみの実施である。本市の住宅関連の補

助制度は高いレベルに達していると考え。



住宅リフォーム

問 施策として、零細企業に対する補助はつくれないか。

答 様々な取り組みがある中、社会情勢等の問題も背景としてあると考える。社会の要求の大きさ等に一定の判断基準を持ちたい。再度考え方を統一させることをしたい。

臨時職員の待遇

問 一般社会では、正社員と非正規社員の比率が逆転しつつある。市役所も、非正規の臨時職員が多い。臨時職員と正規職員の数の比較は。

答 本市役所でも多くの非正規職員が働いている。平成29年4月1日現在で臨時職員1

34人、一般職非常勤職員360人、合計494人である。正職員との比率は、約35%が非正規職員である。

問 臨時職員は、半年か1年契約になっていると思うが、連続で複数年働いている方もいるのでは。

答 臨時職員と一般職非常勤は、任用の根拠が違う。臨時職員は地方公務員法第22条第5項を任用の根拠とし、一般職非常勤職員は、地方公務員法第17条第1項を任用の根拠としており、若干差異がある。臨時職員の任用期間は、6カ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができ、6カ月を超えない範囲で更新も可能で、結果として、年度をまたがない1年という単位で雇用できる。一般職非常勤職員は、最長が1年という単位で、その中で更新を初年度また次年度も行うことができ、最高で3年継続して任用している。任期を終えると公募するが、同一の方が応募され、選考の結果、同じ方が任用されることはあり得る。

問 臨時職員がいなくなれば、市役所は回らなくなるのでは。臨時職員も、大事な職員であり、他市では、臨時職員に対し、期末・勤勉手当を1カ月支給したとも聞く。本市でも出すような施策をつくれぬのか。財政が厳しく給与カットもしている状況だが、臨時であっても本市の仕事を一生懸命されているわけで、臨時職員にもう少し優しい市役所になってもらいたい。

答 現状では、非常勤職員に対しては報酬と費用弁償を支給するという定めになっており、時間外・通勤手当以外の支給ができない。しかし、本年5月11日に、非常勤職員にも期末手当の支給を可能とする地方公務員法及び地方自治法の改正法が成立した。施行は平成32年4月からだ。本市も処遇改善に向け、他市の動向も踏まえ前向きに検討したい。

問 保育士不足を臨時職員で対応しているが、正職員を雇うことはできないのか。

答 正職員の数は、保育現場では充足していない。保育士は、臨時・非常勤、フルタイム、パート合わせ110人を超える。全て正職員に切りかえるのは不可能である。毎年多くの保育士を採用して